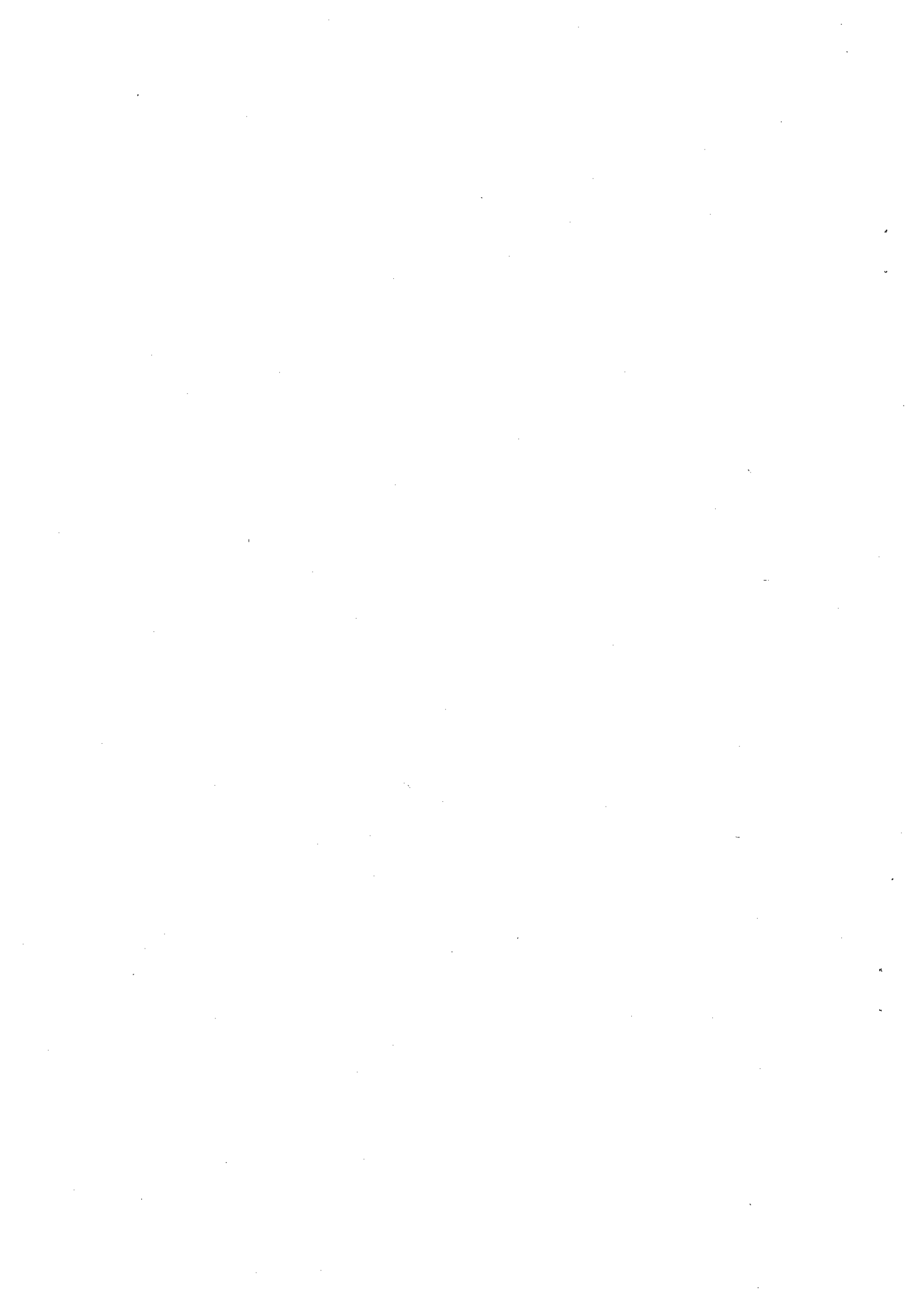


## 総務常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	担 当 課
1	ふるさと応援寄附金における返礼品の取扱いについて	広報広聴課
2	FM小田原株式会社送信アンテナ新設に合わせた周波数の変更について	
3	(仮称)小田原市パートナーシップ登録制度の考え方について	人権・男女共同参画課

平成31年 1 月 23日



## ふるさと応援寄附金における返礼品の取扱いについて

## 1 これまでの経緯

ふるさと応援寄附金における返礼品は、各自治体が独自に取り組んでいるサービスであるが、近年、一部でふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されているとして、総務省が次のとおり制度の趣旨に沿った対応をするよう要請している。

平成29年4月 総務大臣通知

高額、資産性の高い返礼品、返礼割合の高い返礼品の見直しを要請

平成29年5月 総務省通知

個別に小田原市に対し返礼品の見直しを要請

平成30年4月 総務大臣通知

返礼割合3割以下への見直しを要請、地場産品が適切と表明

平成30年9月 総務大臣記者会見

返礼割合3割以下、地場産品のみを返礼品とし、これに反する団体はふるさと納税制度の対象外とするよう法制化の検討を表明

総務省通知

個別に小田原市に対し返礼割合の見直しを要請

## 2 小田原市の対応

項目	小田原市の該当部分	これまでの対応	今年度の対応
高額なもの	ダイビング重機材	平成29年度に	取扱中止を継続
資産性の高いもの	電子機器	取扱中止	
地場産品以外のもの	シャンパン、ワイン ダイビング軽機材等	取扱いを継続	11月から 取扱中止
返礼割合	約45% (送料込)	平成29年10月 から約35% (送料別) へ変更	11月から30% 以下 (送料別) へ変更

## 3 他団体の状況

項目	平成30年9月1日時点	平成30年11月1日時点
返礼割合3割超の返礼品を送付している団体数	246団体 (13.8%)	25団体 (1.4%)
地場産品以外の返礼品を送付している団体数	190団体 (10.6%)	73団体 (4.1%)

ふるさと納税に係る返礼品の送付状況についての調査結果

(平成30年11月16日総務省自治税務局)



## FM小田原株式会社送信アンテナ新設に合わせた周波数の変更について

## 1 経緯

現在、FMおだわらのラジオ放送は、本庁舎1階にある放送局から、本庁舎の屋上に設置してある送信アンテナを通じ、市内各地域に電波を送信しているが、桜井地区、片浦地区、橘地区等の一部では、電波が届きにくく難聴区域となっている。

これを解消するため、FM小田原株式会社が、コミュニティFM難聴区域改善補助金を活用して送信アンテナを新設し、送信所を変更する。また、合わせてFMおだわらの周波数を変更する。

なお、現在のアンテナは災害時等に備え、バックアップ用に撤去せず残しておく。

## 2 変更内容

- 送信アンテナの新設に合わせて、周波数を変更する。

	周波数	送信所	
		設置場所	アンテナの海拔からの高さ
現在	78.7 MHz	小田原市荻窪300番地 小田原市役所本庁舎屋上	約52.5m
変更後	87.9 MHz	小田原市曾我谷津1175-27 防災行政通信網移動無線系曾我基地局	約267.5m

- アンテナが、現在よりも高位置に設置されるため、良好に聴取できるエリアが拡大されるとともに、難聴区域が改善される。

改善見込	桜井地区	片浦地区	橘地区	合計
世帯数	約5,000世帯	約600世帯	約400世帯	約6,000世帯

※電波は地形、気象状況等によって変わるため、聞きづらい地域が出ることも考えられる

※桜井地区は栢山・曾比地区、橘地区は下中地区の世帯数から算出

## 3 今後のスケジュール（予定）

- 平成31年3月1日～ 新しい送信アンテナからの本放送開始。周波数の変更  
 ※周波数の変更に合わせて、広報紙（2月1日号）、回覧板、ホームページ等で市民周知を図る



## (仮称) 小田原市パートナーシップ登録制度の考え方について

### 1 背景

国は、平成22年12月に閣議決定した第3次男女共同参画基本計画において、「性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々については、人権尊重の観点からの配慮が必要である」との基本的な考え方を示した。性的少数者に対する取組は、現行の第4次男女共同参画基本計画にも踏襲され、内閣官房、法務省、文部科学省、厚生労働省等が担当府省とされている。

また、内閣府の特別機関である日本学術会議においても、平成29年9月29日に「性的マイノリティの権利保障を目指して－婚姻・教育・労働を中心に－」と題した提言を行い、この中で政府と諸機関、国民が取り組むべき急務の課題として取り上げている。

一方、地方公共団体においては、平成27年に渋谷区と世田谷区が「パートナーシップ制度」を導入したことを契機に、伊賀市、宝塚市、那覇市、札幌市、福岡市、大阪市、中野区、千葉市が「パートナーシップ制度」を導入し、更に、さいたま市、横須賀市、府中市等が導入を検討するなど、広がりを見せている。

国際的には、オリンピック憲章に、平成26年12月の改正で性的指向による差別禁止が追加された。2020年オリンピック東京大会の開催地である日本にとって、性的マイノリティの人権尊重は喫緊に取り組まなければならない国際的課題である。

このような国際社会や国の動向、先行自治体における先行事例を検討した結果、この度、本市も性的マイノリティに係る人権施策の一環として、性的マイノリティのカップルを対象にパートナーシップ関係を証明する制度を創設することとした。

### 2 概要

誰もが尊重しあい、それぞれの多様性を認め合いながら、共にいきいきと暮らす地域社会を築くことをめざす第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」の施策方針と、誰もが人として大切にされ、共に生き、支えあうまちづくりを標榜する「小田原市人権施策推進指針」の基本理念に基づき、日常生活において相互に協力し合い、継続的に同居して共同生活を行うことを約束した性的マイノリティのカップルが、両者の自由意思により、お互いを人生のパートナーとして市に申請する登録事務の取扱いについて、必要な事項を定める要綱の制定について検討する。

### 3 主な内容

一方又は双方が性的マイノリティである、パートナーの関係にある共同生活者が、市にパートナーシップ登録申請書を提出し、市は、登録要件を満たしていることを確認した上で、登録証明書を発行する。

(1) 申請者の要件

以下の全ての要件を満たしている性的マイノリティの者を要件とする。

- ア 成年であること。
- イ 双方が市内在住か、一方が市内在住で他方が市内への転入を予定していること。
- ウ 配偶者がいないこと。
- エ 申請者以外の者とのパートナーシップ関係がないこと。
- オ 当事者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族）でないこと。

(2) 申請方法

パートナーシップ登録申請書に両当事者が所定の事項をそれぞれ自署し、事前予約の上、申請者双方が同時に来庁して申請

(3) 登録に必要な書類

- ア 現住所を確認できるもの（住民票の写し等）
- イ 独身であることが分かるもの（戸籍謄本等）
- ウ その他市長が必要と認める書類

(4) 市が発行する書類

- ア パートナーシップ登録証明書
- イ 登録を受けたこと又は登録を削除されたことに関する事実証明書

(5) 申請窓口

人権・男女共同参画課

(6) その他

市長は、次の場合、パートナーシップ登録を抹消することができるものとする。

- ア 登録要件を欠いたとき。
- イ 虚偽や不正な方法でパートナーシップ登録を受けたとき。
- ウ 登録証明書や事実証明書を不正に利用したとき。

## 5 パブリックコメントの結果

- (1) 期間 平成30年12月14日（金）から平成31年1月15日（火）まで
- (2) 意見数 7件（5人）
- (3) 内容等 ※参考資料のとおり

## 6 今後の予定

- 平成31年2月8日（金） 第8回小田原市人権施策推進懇談会
- 平成31年3月下旬 （仮称）小田原市パートナーシップ登録制度の取扱いに関する要綱の制定
- 平成31年4月1日 （仮称）小田原市パートナーシップ登録制度の施行



# 参考資料1

## (仮称) 小田原市パートナーシップ登録制度の考え方に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	(仮称) 小田原市パートナーシップ登録制度の考え方
政策等の案の公表の日	平成30年12月14日(金)
意見提出期間	平成30年12月14日(金)から平成31年1月15日(火)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ)

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	7件(5人)
インターネット	5人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

(総括表)

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	2
D	その他(質問など)	5

〈具体的な内容〉

(1) 趣旨に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	<p>小田原市でも、パートナーシップ制度の検討がされ始めていると知り、驚きと共に嬉しさがこみあげています。例えリアクションがなくても、「市が同性パートナーシップ制度の検討を始めた」という事実を目にするだけでも、当事者は、必ず救われると思います。今後の進展を心待ちにしております。</p>	D	<p>誰もが尊重しあい、それぞれの多様性を認め合いながら、共にいきいきと暮らす地域社会を築くことをめざす第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」の施策方針と、誰もが人として大切にされ、共に生き、支えあうまちづくりを標榜する「小田原市人権施策推進指針」の基本理念に基づき、「（仮称）小田原市パートナーシップ登録制度」に関する手続を定めます。</p>
2	<p>「小田原市パートナーシップ登録制度」のパブリックコメントの募集がされましたこと、とても喜ばしく思います。小田原市は、各国からの旅行者が来る国際的な市です。反対意見もあるかもしれませんが、時期尚早ではなく、国際都市として進めていただけると幸いです。選択肢が増えるということは、誰にとっても暮らしやすい市になることだと思います。実際にパートナーシップ登録をされる成年の方々だけでなく、この制度があることでセクシュアリティやジェンダーが、周りとは違うかもしれないと悩</p>	D	<p>誰もが尊重しあい、それぞれの多様性を認め合いながら、共にいきいきと暮らす地域社会を築くことをめざす第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」の施策方針と、誰もが人として大切にされ、共に生き、支えあうまちづくりを標榜する「小田原市人権施策推進指針」の基本理念に基づき、「（仮称）小田原市パートナーシップ登録制度」に関する手続を定めます。</p>

	<p>む子どもたちに、何らかの希望になると思います。今後、「誰も」が「人生のパートナー」を性的指向や性自認に関わらず、公的に届けることが、あたり前の小田原市になることを願います。</p>		
<p>3</p>	<p>本籍は小田原ですが、LGBT であることが発覚しづらい東京で暮らしてきました。大都市に比べ地方は、LGBT は居ないことにされているか、いじめやからかいの対象として存在する場合があります。偏見があつて暮らしにくくなるから息を潜めているだけなのに。そんな中、自治体が「LGBT の味方であること」を表明してくれる制度はどんなに心強いでしょう。自治体が LGBT のための制度を作ることで、ここにも LGBT が暮らしているのだと初めて知る人もいるし、失礼な言葉をぶつけてきた人はからかったら問題なのだと思うでしょう。制度を導入しても、最初は利用する人は少ないと思いますが、長い目で見てください。これまで涙を飲んで耐えるしかなかった様々な問題（同居のための家や深刻な病気にかかったときの</p>	<p>D</p>	<p>誰もが尊重しあい、それぞれの多様性を認め合いながら、共にいきいきと暮らす地域社会を築くことをめざす第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」の施策方針と、誰もが人として大切にされ、共に生き、支えあいまちづくりを標榜する「小田原市人権施策推進指針」の基本理念に基づき、「（仮称）小田原市パートナーシップ登録制度」に関する手続を定めます。</p>

	<p>病院のこと等) が、この制度でクリアできるかもしれないのです。故郷に帰りたくても、偏見を恐れて帰れない LGBT は多いと思います。制度の導入から始まって、LGBT の若者が安心して帰れる故郷にして欲しいです。</p>		
4	<p>制度を申請に行ったときに窓口でどのような扱いを受けるのかわかりませんし、制度を利用することで周囲に知られることになったらと思って、申請したくとも決断できない人もいると思います。</p>	C	<p>申請の際には事前に連絡をいただき、必要に応じて、他の来庁者と顔を合わせることがないように個室を用意する等の配慮をいたします。</p>
5	<p>パートナーシップ制度は LGBT 当事者にとってとても必要な制度です。小田原市がその存在を認め、差別、偏見から私たちを守っていただきたいと思っています。この制度は小田原市が多様性を認め、市民に周知させることができます。安心して住めるよう、色んな施策を平等に LGBT にも付与していただきますよう、強く懇願いたします。</p>	D	<p>誰もが尊重しあい、それぞれの多様性を認め合いながら、共にいきいきと暮らす地域社会を築くことをめざす第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」の施策方針と、誰もが人として大切にされ、共に生き、支えあうまちづくりを標榜する「小田原市人権施策推進指針」の基本理念に基づき、「(仮称)小田原市パートナーシップ登録制度」に関する手続を定めます。</p>
6	<p>こちらの制度必要でしょうか？彼ら、彼女達が、老いたときのことまで考えていますか？子供を持たない選択の方を容認することは、子育てを</p>	C	<p>今後の施策の参考とするため、所管部署で共有させていただきます。</p> <p>なお、パートナーシップ登録証明証を利用してどのようなサービスを市が提供するかは、引き続き検討してまいります。</p>

	して税金を負担している私たちにも、何らかの優遇をいただけるのでしょうか？政策のバランスがありません。		
--	--	--	--

(2) その他

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	当事者やその関係者、この制度の整備を待っているたくさんの人たちに、このページの存在、骨子案の内容がもっとも届くように、広報していただきたいです。SNSなどでハッシュタグを活用したりして、拡散していただきたいです。	D	パブリックコメント実施期間中、メールマガジン「こらーぼ」でパブリックコメントを募集している旨を配信したほか、小田原市の広報誌、ケーブルテレビ、twitter、facebookを通じて情報の周知に努めました。

4 提出意見と関係なく変更した点

	政策案との差異	市の考え方
1	「1趣旨」の「同性等のカップル」という表現を、「性的マイノリティのカップル」とします。	制度の対象者を明確に示すため、変更するものです。
2	「9その他」の「削除」を「抹消」とします。	要綱制定に際し、字句の整理を図るものです。

